

和泉シティプラザファイアウォール機器借上業務に係る仕様書

1 業務名

和泉シティプラザファイアウォール機器借上業務

2 目的

和泉シティプラザのファイアウォール機器において、機器を借上げ、常に安全かつ正常に動作するように維持管理（保守）を行う。

3 基本事項

業務範囲 ファイアウォール機器のレンタル及び保守業務

契約期間 令和9年1月1日～令和13年12月31日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

その他留意事項

(1) 法令等の遵守

和泉市セキュリティポリシー及び関連法令等を遵守すること。

(2) 秘密の保持

本業務の履行上知り得た情報を、本市の許可なく他に公表してはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議して定めることとする。

4 支払いについて

毎月完了払い

5 借上要件

借上・保守期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日

※ファイアウォール機器設置後から保守開始期間までは、無償の保守期間とする。

借上・保守費用

借上・保守契約の上限額は、月額47,245円（税込）とする。

※本入札で締結した費用は、導入後5年間は変更しないものとする。ただし、ファイアウォール機器の増減があった場合にはこの限りではない。

保守体制

(1) 電話受付：平日9時から17時（土・日・祝日、年末年始等の休日を除く）
メール受付：24時間365日

(2) 原則としては連絡があった場合、早期に対応を開始すること。

(3) 修理・交換作業等のオンサイト作業を行う場合は平日9時から17時の対応を基本とすること。ただし、市民へのサービス提供に影響する基幹機器等の障害発生時には協議のうえ対策を検討し、速やかに復旧を目指すこと。

保守内容

- (1) 障害を未然に防ぐため、定期点検・清掃を行い、予防保守に取り組むこと。
- (2) 障害が発生した場合は、本市担当者より保守担当者へ発生している事象を伝え、保守担当者が障害内容の切り分けを行うこと。
- (3) 障害対応については原則オンサイト保守にて対応すること。
- (4) 受託者が他社製品を納入する場合においても、受託者の責任でそれらの製品の保守対応を行うこと。
- (5) 保守対応履歴を管理し、定期的に和泉市へ報告すること。大規模な障害等が発生した場合は対応収束後、障害発生等報告書提出及び再発防止策を着実に実行すること。
- (6) 重大な脆弱性等の問題点が発見された場合、直ちにセキュリティアップデート等を実施すること。ただしアップデートの適用作業に伴うシステム停止が生じる場合は、実施時期等についてシステム管理者（市職員）と協議のうえ検討すること。
- (7) セキュリティパッチ等の各種ソフトウェアのアップグレードやアップデートは、原則全て保守にて対応することとし、システム管理者（市職員）に費用負担させないこと。
- (8) 情報セキュリティ情勢の変化に対応し、都度最新のセキュリティ対策を取り入れることを基本とし、必要に応じてセキュリティパッチ、IPS、アンチウイルス機能等のバージョンアップデートを実施すること。
- (9) セキュリティに関する脆弱性の情報が発表された場合は、速やかにシステム管理者（市職員）に報告のうえセキュリティ対策の強化について協議すること。

問い合わせ対応等

- (1) システム管理者（市職員）からの問い合わせ電話対応、障害対応を実施すること。
- (2) 停電やシステムメンテナンスに係る停止・サービス再開について、手順書を作成した上で、緊急時等の実際の停止・再開対応に際し支援を行うこと。
- (3) 各データ（設定内容も含む）の抽出や移行、各データのレイアウト仕様書、その他必要な帳票類の提出等、和泉市の求めに応じて、その打ち合わせの費用等も含め、全て受注者の費用にて対応すること。

システム及びセキュリティ設定変更

- (1) ネットワーク構成やシステムの設定値変更について、追加費用なく速やかに対応すること。ただし、設定変更内容については協議するものとする。
- (2) 保守作業等によりシステムの設定値等が変更となった場合は、速やかに完成図書を修正し差し替えを行うこと。
- (3) 発注者の必要に応じて、Web サイトやアプリケーションの制限等に対応すること。